

特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき

令和3年度 通常総会次第(書面表決)

審議事項

- 報告第1号 令和2年度事業報告について
- 報告第2号 令和2年度収支決算及び会計監査報告について
- 議案第1号 令和3年度事業計画(案)について
- 議案第2号 令和3年度収支予算(案)について
- 議案第3号 入居・入所・葬送等支援事業の定款への記載及び居住支援法人の指定の申請について
- 議案第4号 役員を選任(案)について

書面表決書、審議事項に関する質問・意見書 提出期限 令和3年5月31日(月)

令和2年度事業報告

はじめに

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、法人全体の事業は例年に比べて自粛をよぎなくされた。

法人としては以下の対策に取り組みながら事業に取り組んだ。

- ① 市内外の感染者の状況を把握に努め、適宜職員に感染症対策に関する通知を出し、感染症対策の徹底に努めた。
- ② 職場内の密を解消する為、在宅勤務、時差出勤を実施した。
- ③ 感染状況に応じて訪問を自粛するなど適宜対応した。

事業に関しては、以下の3点を基本方針として、市からの委託事業である「地域包括支援センター運営事業」「障害者相談支援事業」「地域生活支援コーディネーター事業」「つどいの場相談支援等事業」及び法人独自事業である「入居・入所・葬送等支援事業」「通所介護事業」に取り組んだ。

基本方針

- (1) 常に、法人の目的を心に留め、それぞれの立場で目的実現に向け全力で取り組む。
- (2) 高齢者・障がい者本位を全ての基本とする。
- (3) 各自研鑽を積み専門性の向上に努めるとともに、組織の内外を問わず多職種との役割分担・連携による総合力をもって業務にあたる

I 地域包括支援センター運営事業

1 令和2年度重点取組事項の実施状況

(1) 地域高齢者の実態把握と多職種協働による地域包括支援ネットワークの検証と構築

① 高齢者の実態把握と認知症対策の推進

- ・ 地域の高齢者が地域で安心・安全な生活を維持するために、要援護高齢者の実態把握を行い、適切なサービスと関係機関と連携した支援を行った。
- ・ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることの実現のために、認知症に対する理解の促進と早期発見・早期対応に向け関係機関と連携した取組みを行った。

② 地区のネットワーク確認

- ・ 民生児童委員協議会定例会等を活用するとともに、必要に応じて民生児童委員宅へ訪問するなど、情報共有を図ると共に民生児童委員との連携を図った。
- ・ 社会福祉協議会が開催する「第2層協議体」に参加し、地域情報の集約と共有を図り地区社会福祉協議会との連携した取り組みを行った。
- ・ 地域の社会資源の把握と地区の自治会、各種団体、金融機関、スーパー、学校等の「認知症サポーター養成講座」や各種事業を通じて地域包括支援センターの役割と、認知症・権利擁護に関する情報収集のためネットワークの構築に努めた。

③ 地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援ネットワークの検証と構築

- ・ 多職種の連携のつどいや、居宅介護支援事業所による合同交流会の開催を支援し、サービスの質の向上や情報共有、互いの職種の理解と連携強化のきっかけづくりに取り組んだ。
- ・ いわき市医師会との共催で開催していた「在宅医療出前講座」は新型コロナウイルス感染症の影響により1地区のみの開催となった。

【在宅医療出前講座開催状況】（直近過去5年分のみ掲載）

区分	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
開催数	9カ所	8カ所	8カ所	6カ所	1カ所
参加人数	290名	394名	305名	194名	22名

(2) 地域ケア会議の推進及び関係機関、団体との連携強化

① 地区保健福祉センターとの連携（情報交換の充実）

- ・ 虐待や成年後見等の複合的な課題の支援などに係る処遇困難事例について、地区保健福祉センターの担当係とチーム制会議等を開催し、情報交換やカンファレンス（例：困難事例の情報共有、支援方針の共有や現状と支援の方向性の確認、役割分担などの協議）を行った。
- ・ 特に虐待相談に対しては随時虐待ケア会議を開催し、事例への対応や支援方針決定など、迅速な対応のため連携を図った。
- ・ 地区保健福祉センター主催の中地域ケア会議に参加し、小地域ケア会議、個別ケア会議の開催から得た地域の課題などの意見を挙げるなどその運営に積極的に関与した。

② 地域ケア会議の開催

- 「地域包括ケアシステム」を実現させるため、行政をはじめ地区社会福祉協議会、職能団体や地区の活動団体などと連携して小地域ケア会議を開催し高齢者個人に対する支援の充実、そしてそれを支える地域の人々が地域の課題に気づき、自ら動き出すことのできる環境づくりやその活動支援が出来るような社会基盤の整備等を同時に推進した。
- 支援困難ケースをはじめ個別事例を多職種関係者で検討する「個別ケア会議」を開催し、個別の課題の解決策や地域課題の抽出を行った。

【小地域ケア会議開催状況】（直近過去5年分のみ掲載）

区分	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	79回	67回	57回	9回	18回
参加人数(延べ)	1,809名	1,448名	1,129名	136名	191名

【個別ケア会議開催状況】（直近過去5年分のみ掲載）

区分	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
対象ケース	32件	27件	83件	74件	98件
実施回数	41回	30回	115回	86回	126回
延べ参加人数	334名	336名	687名	426名	488名

③ 民生児童委員等関係者、団体との連携（定例会への参加、訪問）

- 年間を通して民生児童委員協議会定例会へ参加したほか、自治会組織における総会、行政嘱託員総会へも参加。各センターの活動状況の報告をするとともに、地域の実態把握・情報収集など行い、地域活動への展開につなげた。

④ 介護支援専門員等会議、地区医療機関等との連携

- 地区内の介護支援専門員だけではなく医療従事者へも参加要請をし、虐待や認知症対応に関する勉強会、ケース検討、現状と課題の共有などを通して、顔の見える関係から一歩踏み込み今後の連携が図りやすくなるよう努めた。

ア 地域内介護支援専門員に対する支援（直近の5年分のみ掲載）

区分	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
困難事例に対する 支援・制度説明等	723件 (60件/月)	849件 (71件/月)	879件 (73件/月)	1,282件 (86件/月)	1,841件 (153件/月)
事業所などへの 訪問件数	419件 (35件/月)	349件 (29件/月)	558件 (46件/月)	360件 (30件/月)	441件 (36件/月)

イ 介護支援専門員会議の開催数・参加者数（直近の5年分のみ掲載）

包括名	H28年度		H29年度		H30年度		令和元年度		令和2年度	
	年間開催数	年間開催数	延べ参加者数	延べ参加者数	年間開催数	延べ参加者数	年間開催数	延べ参加者数	年間開催数	延べ参加者数
平	6回	466人	6回	444人	6回	444人	4回	272人	3回	125人
小名浜	5回	365人	4回	235人	4回	235人	6回	256人	2回	90人
勿来	4回	195人	3回	150人	3回	150人	3回	138人	2回	12人
常磐	12回	352人	7回	218人	7回	218人	6回	197人	2回	10人
内郷	5回	189人	6回	104人	6回	104人	5回	234人	2回	42人
四倉	5回	197人	5回	196人	5回	196人	4回	99人	2回	86人
小川	3回	81人	4回	118人	4回	118人	2回	64人	3回	37人
合計	40回	1,845人	33回	1,605人	35回	1,465人	30回	1,260人	16回	402人

⑤ 地域見守りネットワークとの連携

- ・見守り隊総会や定例会への参加および後方支援を通して、見守り活動において把握した情報共有が図られ、さらに、見守り活動時に把握した心配な地域住民の情報提供をもとに支援が開始されるなど、具体的な連携事例があった。
- ・支え合い事業へ移行しており、平成30年度以降の高齢者見守り隊の単独での立ち上げはなし。

⑥ その他関係機関との連携

ア 地区消防署との連携による地域内高齢者の状況把握
火災予防週間に各地区消防署に地域内高齢者の情報を提供、消防署員との訪問はコロナウイルスの影響により訪問自体が中止。

イ 各種会合等への出席など

- ・地域密着型事業所（グループホーム等）の運営推進会議への参加
- ・在宅医療多職種連携会議への参加

(3) 広報・啓発活動の充実

高齢者の総合相談窓口として地域住民や保健・医療・福祉関係機関等に広く知っていただくための広報啓発活動を実施した。

① 広報誌の発行

23号は、「相談窓口の案内、各センターの職員紹介の写真、地域生活支援コーディネーター、法人通常総会報告など掲載」、24号は、「コロナ渦における地域包括支援センター・障がい者相談支援センター、つどいの場の取り組み、自分で行える介護予防」をテーマに取り上げ、令和2年8月および令和3年1月に法人広報誌を発行した。

法人が取り組む業務について広く理解を得てもらうため、読み手への理解を意識した内容構成に努めた。

【広報誌「結い」発行状況】

発行区分	主なテーマ	発行部数
第23号（R2年8月）	相談窓口の案内、各センターの職員写真、地域生活支援コーディネーター、法人通常総会報告など掲載	13,900部
第24号（R3年1月）	コロナ渦における地域包括支援センター・障がい者相談支援センター、つどいの場の取り組み、自分で行える介護予防	14,100部

② 高齢者が集まる場所等でのPRの充実

- ・ 地域の高齢者が集まる場所（つどいの場、公民館活動、地域のお祭りやイベントなど）に参加し、地域包括支援センターの役割や活動内容を紹介するなど、高齢者を対象とした広報活動に力を入れた。

③ その他地域における広報・啓発活動

ア 地域の活動団体などからの講師依頼の際に地域包括支援センターの活動を紹介するほか、次に挙げる地域の関係団体・機関などを訪問した際にパンフレットによるPRと関係機関へのチラシ・広報誌の設置を依頼した。

- ・ 民生児童委員協議会、行政嘱託員
- ・ 地域内各消防署、警察署、交番、金融機関、郵便局、教育機関
- ・ 自治会組織（隣組会、区会、自主防災会、女性消防クラブなど）
- ・ 個人商店、スーパー、コンビニエンスストア、宅配業者
- ・ 医療機関、薬局、接骨院、整骨院など

イ 介護フェア in いわき 2020 への相談ブース設置

いわき市病院協議会主催の介護フェアに協力団体として毎年参加していたが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響によりフェアの開催が中止。

- ウ 社会福祉協議会発行「2021年くらしのカレンダー」へ掲載
「カレンダー」の1月・6月・11月に、地域包括支援センターの連絡先、介護に関する役立つ記事、デザインを掲載した。

- 1月 地域包括支援センターの説明
- 5月 障がい者相談支援センターについて
- 11月 介護の日と認知症について

- エ 地域包括・在宅介護支援センター協議会 企画広報委員会
各地域包括支援センターの活動を紹介する協議会発行の広報誌「Active ふくしま」の記事作成を行った。

《テーマ》「コロナ渦での地域包括支援センターの活動について」

担当：常磐・遠野地域包括支援センター

④ ホームページの更新

- ・地域住民に対して各地域包括支援センターが実施している事業や情報を伝達する手段としてFacebookを運用し、地域活動情報等、記事掲載数7件、登録者数179人。コロナウイルスの影響による事業自粛の影響により事業が減少した為昨年度よりも記事掲載数は減少している。
- ・また、ホームページでは、職員の募集案内、介護保険事業所向け様式などの掲載を行った。

(4) 業務の平準化、専門性の向上

① 管理者会議の開催

法人全体の組織力向上と、組織の目指す方向性について意識の統一を図るため、月1回開催し、情報交換や課題・業務の統一等に関する協議を行った。

② 職種別会議の開催

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種ごとの会議を開催し、年間計画を作成し、以下の内容について協議・実施を行った。

ア 保健師会議 8回開催

- ・介護予防マニュアルの作成
- ・未利用者訪問アセスメントシートの集計、分析
- ・就職説明会用資料作成（地域包括支援センターにおける保健師業務）
- ・保健師同士の情報交換や意見交換を目的とする保健師意見交換会を予定していたが、新型コロナウイルスの影響もあり今年度は開催中止。

イ 社会福祉士会議 10回開催

- ・業務マニュアルの作成
- ・総合相談管理システムのマニュアルの一部内容の改訂
- ・社会資源についての意見交換、情報共有、マニュアル内容の検討

ウ 主任介護支援専門員会議 11回開催

- ・業務マニュアル、請求業務マニュアル、介護報酬改定対応マニュアルの作成
- ・業務の平準化のための情報共有

③ 職員研修の実施

例年、年に2回は法人全体研修を実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により開催なし。

(5) 事業評価の推進

限られた人員及び物的資源を最大限活用するため組織を活性化し、市民サービスの向上のため、地域包括支援センター事業計画、障がい者相談支援センター事業計画の進行管理として、中間評価、及び、年度末の事業評価を実施した。

2 地域包括支援センター各事業について

① 指定介護予防支援事業

ア 介護予防サービス計画書の作成にあたり、介護保険制度の理念に基づき、対象者の自立支援を促進するよう実施した。これまで通り職員の専門性の向上や業務体制の見直し、市内の居宅介護支援事業所との連携強化等を図り、業務の効率化・業務割合の縮小に努めた。

イ 介護予防ケアマネジメントは、利用者本人の意向を踏まえ本人の不利益にならないことを前提に、居宅介護支援事業所への委託調整を行った。

【介護予防サービス計画書（介護予防ケアマネジメント含）作成件数（累計）】

(直近の5年分のみ掲載)

区分	H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度	
		うち新規		うち新規		うち新規		うち新規		うち新規
委託件数	27,029	1,083	27,442	838	27,582	776	29,572	782	30,113	634
直営件数	8,333	279	8,661	478	9,373	459	7,949	339	6,348	322
合計	35,362	1,362	36,103	1,316	36,955	1,235	37,523	1,121	36,461	956
管理割合	委託	76.4%	76.0%	74.6%	78.8%	82.6%				
	直営	23.6%	23.9%	25.4%	21.1%	17.4%				

② 要援護高齢者把握事業

つどいの場創出事業、各地域活動等を通して、基本チェックリストを集計、日常生活支援総合事業等へつないだ。

- ・職員による基本チェックリスト実施数 2,515 件
- ・うち該当者数 1,336 件

③ 認知症高齢者対策の推進

- 市の高齢者保健福祉計画に基づき、認知症高齢者の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を実施するとともに、昨年に引き続き、小・中・高校生の他、企業、宅配業者、シルバーリハビリ体操指導士を対象に実施した。
- 認知症地域支援推進員として、認知症介護者交流会、認知症宅ケア講演会等に参加、認知症をテーマとした講話、地域づくりに積極的に参加した。
- 認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム員として、認知症が疑われる相談へのファーストタッチによる包括的・集中的支援を行った。地区保健福祉センター、地域の介護支援専門員、かかりつけ医、介護事業者等との連携を常に意識し、対応をした。

- ・令和2年度新規対応件数 112 件

④ 総合相談・支援事業

支援を必要とする高齢者の早期発見、早期支援につなげるため、地域包括支援センターの機能・役割の啓発を引き続き実施する。職員の地区担当制を継続することにより、民生児童委員各地区定例会への出席、区長・隣組長等地域関係者への働きかけを行うことにより、地域と密接な関係となり、多くの情報が寄せられるようになった。

【業務全体に占める総合相談支援（初期相談）の割合】（直近の5年分のみ掲載）

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
割合（%）	21.24	28.31	29.25	34.12	35.22

【総合相談（初期相談）対応件数及び訪問件数】（直近の5年分のみ掲載）

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総合相談対応 延件数（件）	4,200 (350件/月)	4,606 (384件/月)	5,084 (423件/月)	4,075 (340件/月)	5,218 (434件/月)
総合相談に関する 訪問延件数（件）	8,104 (675件/月)	7,407 (617件/月)	7,703 (641件/月)	8,662 (722件/月)	7,058 (588件/月)

⑤ 権利擁護事業

虐待に関する通報後、事実確認をし、地区保健福祉センター、いわき市権利擁護・成年後見センターと虐待ケア会議（初動会議、コアメンバー会議、評価会議）を通して情報共有及び支援方針を協議し、対象者への支援を行った。

また、いわき市権利擁護・成年後見センターから権利擁護関連ケースに対するスーパーバイズを受けた他、センター主催の研修に参加し相談対応の能力向上に努めた。

ア 高齢者虐待

○ 虐待相談件数 127 件

- ・ 相談・通報経路 ケアマネジャー36件、本人7件、家族・親類12件、民生児童委員3件、行政関係10件、警察26件など（重複有）

○ 虐待認定件数 51 件（重複有）

- ・ 虐待内訳 身体的28件、心理的21件、放棄・放任10件
経済的14件、性的0件（重複有）
- ・ 虐待者内訳 息子22件、娘8件、夫8件、妻2件、嫁1件など（重複有）
- ・ 同居・別居内訳 同居40件、別居11件

【相談件数及び虐待ケア会議開催数】（直近の5年分のみ掲載）

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
虐待相談件数（件）	107	95	141	121	127
虐待ケア会議開催数（回）※	361	325	674	814	569

（※ 初動会議、コアメンバー会議、評価会議全て含）

イ 成年後見

成年後見制度の相談件数は令和2年度91件。成年後見制度の制度説明・情報提供、申し立て事務支援（市長申し立て、親族申し立て）や日常生活自立支援事業等への対応を行っている。

【成年後見相談件数】（直近の5年分のみ掲載）

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
成年後見相談件数（件）	94	83	89	104	91

ウ 消費者被害

消費者被害の相談件数は令和2年度15件。相談時には消費生活センター、地区保健福祉センター、警察への情報提供、相談者には消費生活センター、法テラス、いわき市無料法律相談の情報提供、必要時同行訪問を実施している。

【消費者被害相談件数】（直近の3年分のみ掲載）

区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度
消費者被害相談件数（件）	16	21	15

⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

重点取り組み事項「介護支援専門員等会議、地区医療機関等との連携」を参照。

⑦ 地域ネットワークづくり

ア 支援対象者の早期発見・早期支援の基盤づくり、地域内高齢者の状況把握、介護予防や交流の場づくりの為、民生児童委員のほか自治会や消防団、商店会やボランティア団体、一般企業など地域の様々な団体との関係構築に努めた。

イ 地域ケア会議の開催

重点取り組み事項「関係機関・団体との連携強化」を参照。

3 組織及び体制の確立

(1) チームによる業務体制の確立

チーム制による業務体制は、チームアプローチによるケース対応を基本とし、3職種がそれぞれの専門職の役割を意識し取り組んだ。

(2) 効率的な業務運営の推進

各職員が、チームアプローチにより業務負担が偏ることを避けるとともに、業務時間内に定められた業務を遂行することを意識し、システムの活用を通して事務処理の効率化を図った。

また、各センターの管理者間でシステムのケース管理方法についてそのルールを確認及び運用を共有して取り組んだ。

II 障害者相談支援等事業

1 基幹相談支援センター事業

① 総合的及び専門的な相談支援体制の強化に係る取組結果について

- ・行政、事業所等から依頼があった個別困難ケースへ参画した。
- ・児童分野（児童相談所・教育機関との連携）では保護に加え地域での自立支援に立ったサポートを実施した。
- ・重層的な相談支援体制の構築のため、地区保健福祉センターと障がい者相談支援センターの役割分担を行い、調整及びさらなる連携を行った。

② 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組について

- ・計画相談事業所からの相談に対し、アウトリーチにより協働支援や関係機関への繋ぎ等行い適宜必要な支援、助言を行った。
- ・相談支援ネットワーク定例会を運営開催（4回、延べ75名参加）し、コロナ禍での事業継続や災害対応に関する協議や市との意見交換を行った。
- ・相談支援事業者等の人材育成支援については、県が実施する各種研修に講師・ファシリテーターで参加。圏域でも実地研修等を担い、新たな相談員の育成を実施した。
- ・地域の相談支援体制の強化に関し、教育機関、保健所、強制施設、県機関、他圏域の支援機関と役割や連携に関する整理を行った。また、市内教育機関（教育支援室、教育事務所、支援学校）に障がい相談支援体制の講話を通して広報啓発を行った。

③ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組について

- ・障がい者支援施設に地域移行部会の活動として訪問し、地域移行の現状と課題の把握を実施。地域生活支援部会下部組織に障がい者支援施設連絡会を設置し事業間の繋がり、事業種別をまたいだ連絡体制の枠組みを構築した。
- ・精神科病院からの地域移行については地域移行部会でモデルケースの地域移行支援の評価、各圏域での個別支援の共有、支援を実施した。
- ・障がい児入所施設からの地域移行については進捗確認会議を開催。児童相談所、学校、委託相談、地区保健福祉センターと協働し、本人の意向に沿ったグループホーム、宿泊型自立支援施設、自宅や地域の下宿等へ個別に移行支援を行った。

④ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化について

- ・運営会議の運営を障がい福祉課と協働し令和3年度に向けて、協議会の在り方検討を通じて各専門部会の協議課題と役割、下部組織やワーキンググループの整理を実施した。
- ・当事者の声を障がい者計画等に反映させるべく当事者部会準備会にて、障がい福祉課からの市の福祉計画の説明及び、準備会としてのパブリックコメントの提出と、当事者へのフィードバックを行った。また日々の生活の中でおかしいと感じること、嫌なことを当事者が声にした事実を行政（地区保健福祉センター、障がい福祉課）へ報告し、具体的な対応につなげた。
- ・協議会における市の委託相談事業の役割を整理し、地域課題把握、個別ニーズに対する支援を実施すべく、地域会議に注力するための整理、計画立てを行った。

⑤ その他の取組等について

- ・障害者相談支援センターとともに権利擁護（緊急対応）マニュアルを作成した。
- ・地域会議を推進するための協議、整理を行い、R3年度は個別ケア会議に加え、地域での相談会を実施することとなった。

2 障がい者相談支援センター事業

① 相談支援の充実・強化

障がい児者の様々な相談に対し、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などについて、5か所の障がい者相談支援センターにおいて必要な支援及び情報提供等を行った。

② 相談支援センター（5か所）

北部、小名浜、勿来・田人、常磐・遠野、内郷・好間・三和

③ 相談件数等

（単位：件）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談延件数	2, 209	3, 685	3, 062	2, 783
訪問延件数	870	997	1, 085	1, 089

④ 相談者の内訳

（単位：人 ダブルカウント）

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
身 体	55	394	449
重症心身	6	29	35
知 的	215	698	913
精 神	47	1, 017	1, 064
発 達	200	150	350
高 次	11	15	26
そ の 他	144	194	338
合 計	678	2, 497	3, 175

⑤ 相談者の支援方法の内訳

（単位：件）

区分	訪問	来所	同行	電話	メール	支援 会議	関係 機関	その他	計
件数	1,089	702	563	4,723	236	318	4,049	223	11,903

3 地域単位でのネットワークづくり(地域会議)

障がい者本人の生活圏域を基本に、地域の課題を捉え協議検討し、障がい児者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、事業者間の顔の見える関係づくり、地域住民の理解促進、地域課題の共有・検討などを行った。

① 小名浜

7月と10月に開催予定であったがコロナ禍により中止となった。幹事となった地域の事業所との情報共有を行い地域状況の把握に努めた。

② 勿来・田人

5月～2月まで10回開催予定であったがコロナ禍により中止となった。

7月には他の市町村からいわき市に避難し生活している方の地域支援の為に個別ケア会議に参加し、他の市町村の行政職員、相談機関と連携した。

12月圏域において複合ニーズを含む世帯の支援の為に個別ケア会議を開催し、関係機関等の役割分担を行い協働支援を実施した。

③ 常磐・遠野

年2回(7月、11月)開催予定だったがコロナ禍により中止となった。

包括支援センター主催の個別ケア会議に参加して地域の協働支援を行った。

④ 北部

地域会議の開催コロナ禍により中止となった。12月に圏域において関係機関、地域住民招集し個別ケア会議を開催した。

⑤ 内郷・三和・好間

地域会議はコロナ禍により開催せず。

医療的ケアが必要な児童の保育所通園の為に、個別ケア会議を開催。本人と保育所、学校、支援機関の交流会を開催した。

3 運営会議及び各部会の開催

(1) 運営会議

① 開催頻度

月1回(4月、5月、1月、3月は中止)

9月は福祉計画策定のために市との協議を行った。

② 主な協議事項

地域自立支援協議会の在り方検討を行い、全体会、運営会議、各部会の整理を実施。結果、運営会議で地域課題及び協議事項の整理、検討の場を設置することとした。今後、各専門部会等は有期・有目的での設置・協議を行うために各部会の在り方検討につなげた。

また、障がい者相談支援センターは地域会議の開催に注力することとした。

(2) 各部会 等

① 開催頻度

各部会年数回 コロナ禍の状況に応じて適宜開催

② 主な協議事項

協議会の整理の為、各専門部会の協議課題、目的を明確化した。

【地域移行支援部会】2回開催

地域生活支援部会と統合する形で廃止。「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、国や保健所等の今後の動向を踏まえ、必要に応じ協議の場を設置することとした。

【地域生活支援部会】3回開催

地域移行支援部会と統合し、継続することとなった。令和元年度から事業所間のネットワークづくりを目的として立ち上げた事業所連絡会を部会から切り離し、障がい福祉課の業務とした。

今後は人材確保・定着・育成、相談支援体制の強化に特化した協議を行うこととした。

【児童・療育支援部会】3回開催

令和3年6月を目安に市関係部署の業務や役割を整理した上で、都度、効率的な部会運営に向けた協議課題、委員の選定を行うこととした。

【就労支援部会】2回開催

部会の在り方を協議する中で、これまでの協議事項等の整理を行うため継続することとなった。今後は所得保障、一般就労に特化した協議を行う。

【当事者部会準備会】7回開催

当事者が参加する形で、権利擁護のための啓発や障がい者計画等案の内容確認（勉強会）を行い、当事者の意見を市に対してパブリックコメントとして提出した。

【強度行動障がいのある人の地域生活支援検討チーム】8回開催

市内障害者支援施設の活用（機能の見直し）、行動障害に対応できる事業所が増えるための支援システム、専門性の高い事業所を設置するための支援策、事業所の人材育成 等について検討し、今後は障がい福祉課事業系の業務として継続する整理を行った。

Ⅲ 地域生活支援コーディネーター事業

(1) 目的

障がい児者やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じるときに迅速に対応できる体制の構築を図る。

(2) 事業内容

- ① 要支援想定者の把握、精査、分析及び登録に関する業務
- ② 親亡き後を見据えた働きかけに関する業務
- ③ 緊急時プラン等の作成及び作成補助に関する業務
- ④ 地域生活支援体制の強化・整備に向けた調整に関する業務

(3) 実績

① 相談件数等 (単位：件)

区分	令和2年度
相談延件数	495
訪問延件数	54

② 相談者の内訳 (単位：人)

区分	18歳未満	18歳以上	合計
身体	0	94	94
重症心身	0	5	5
知的	1	262	263
精神	0	116	116
発達	2	0	2
高次	0	6	6
その他	0	9	9
合計	3	492	495

③支援方法

(単位：件)

区分	訪問	同行	電話	会議	その他	計
件数	54	3	184	31	494	766

IV つどいの場創出支援事業

誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動が地域で展開され、参加者やつどいの場が継続的に拡大していくような地域づくりを目指した事業。

コーディネーター5名が、地域資源の整理、コーディネート支援、はたらきかけ支援、運営支援、関係機関との情報共有を行った。

具体的には、シルバーリハビリ体操の団体への説明、つどいの場創出事業を希望する団体への年間計画の作成支援及び申請支援を行った。また、地域包括支援センターが開催する小地域ケア会議等と連携し、集う場が必要との声があがった地域に対し説明するなど、新規立ち上げ支援を行った。

①つどいの場コーディネーター意見交換会の実施

平、小名浜、勿来、内郷に配置されている5名のコーディネーターと毎月1回意見交換会を実施。各地区に状況の情報共有、事業の課題の検討を実施。市や社会福祉協議会担当者にも参加を要請し、つどいの場事業の意見交換を実施。

②コロナ禍での対応について

新型コロナウイルス感染症の影響によりつどいの場の活動の休止時期には参加者の安否確認の為、つどいの場代表への確認、参加者宅へのポストイングを実施。

また、つどいの場の活動自粛による参加者の心身の状態の悪化を予防する為に独自アンケートを作成、各つどいの場で実施。アンケート結果に基づき、介護予防に活用可能なパンフレット等の配布を実施。

【新規つどいの場の立ち上げ状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
つどいの場立ち上げ件数	58	19	13	12

IV 入居・入所・葬送等支援事業

入居・入所・葬送等に際し、保証人や身元引受人等がない場合や、いても本人が保証等を希望する場合に、本人の意思を尊重し対応することで、安心の確保及び本人が望む暮らしや終末期を実現することを目的とする。

1 相談件数の状況(令和3年3月31日現在)

(単位:件 ダブルカウント)

		契約	対応中	相談のみ	取消	合計
入居	市営住宅	42	3	2	2	49
	県営住宅	11	1	0	0	12
	グループホーム	3	0	0	0	3
	有料老人ホーム	6	0	0	0	6
	ケアハウス	2	0	0	0	2
	高齢者専用住宅	0	0	0	0	0
	アパート	48	12	3	1	64
	計	112	16	5	3	136
入所	特別養護老人ホーム	9	0	0	1	10
	老人保健施設	5	0	1	2	8
	その他	5	3	2	4	14
	計	19	3	3	7	32
葬送等支援		16	13	0	1	30
その他		4	3	0	0	7
合計		151	35	8	11	205

2 契約件数の状況(令和3年3月31日現在)

(単位:件)

入居	入所	葬送等支援	その他	合計
112	19	4	0	135

3 会員等の状況

① 会員

社会福祉法人	NPO法人	株式会社	有限会社	合同会社	宗教法人	医療法人	医療法人社団	その他	計
8	3	5	3	1	1	4	3	1	29

② 寄付

団体 1件

V 通所介護事業

高齢者・障がい者 1 人 1 人が、自らの意思により生活を継続できるよう「生活リハビリ」を中心に、目的に沿った支援を行う。

介護保険の通所介護事業所、併せて障害者総合支援法による共生型サービスとしていわき市ではじめての自立訓練（機能訓練）の指定を受けサービスを提供している。

1 開所

(1) 期日

平成30年8月1日

(2) 場所

泉町一丁目8-9

(3) 内容

共生型（通所介護、介護予防通所介護、自立訓練（機能訓練）、生活介護）

2 利用状況

(1) 登録者数

53名（令和3年3月31日現在）

（内訳）	要介護	20
	要支援	11
	障がい	22

3 地域リハビリ支援

地域リハビリ支援として令和2年度より理学療法士が利用者さんの自宅を訪問し、日常生活活動の課題の解決に向けた提案・対策を行っている。

令和2年度収支決算書

【収入】

(単位:千円)

科目	予算額	決算額	差額	摘要
委託料	510,499	510,499	0	包括運営費・障がい者相談支援、地域生活支援コーディネーター、つどいの場
介護報酬	169,230	161,322	7,908	介護予防プラン増加件数の減
会費	414	403	11	会員会費
デイサービス	45,116	35,275	9,841	利用者数増加の減
身元保証事業		1,169	-1,169	個人利用料、法人会費
雑収入(その他事業)	3,030	5,628	-2,598	台風被害補助金、コロナ支援金等
雑収入(寄付金)	2	3	-1	1法人より独自事業へ寄付
雑収入(預金利息)	130	477	-347	利息・配当金の増
収入計	728,421	714,776	13,645	

【支出】

科目	予算額	決算額	差額	摘要
給料・手当	326,333	320,740	5,593	病休、育休等による減
共済費	80,399	77,565	2,834	〃
賃金	91,807	81,362	10,445	有期契約職員の減
報償費	1,337	707	630	研修講師等謝礼、開催の減
旅費	4,978	2,327	2,651	市外旅費、会議・研修開催の減
需用費	13,684	12,796	888	デイ利用者数により食料費の減
役務費	6,007	6,600	-593	郵送料、通信費等の増
委託料	133,532	130,766	2,766	介護予防プラン委託増加件数の減
使用料・賃借料	42,927	42,401	526	コピー使用料の減
負担金	1,225	792	433	研修参加費の減
公課費	8,319	10,850	-2,531	収支残により法人税の増
交際費	30	0	30	
備品購入費	915	2,316	-1,401	コロナ支援金により予防対策備品購入
予備費	16,928	0	16,928	【予備費充当】(役務費、公課費、備品購入費)4,525,478円
支出計	728,421	689,222	39,199	

収支計	0	25,554	-25,554	会費積立金(403,075円) 介護報酬積立金(25,151,535円)
-----	---	--------	---------	---

令和2年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

(単位:円)
令和3年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払法人税	8,344,400
現 金	20,151	未 払 金	12,788,594
普通 預金	46,651,911	預 り 金	1,586,211
現金・預金 計	46,672,062	未払消費税	752,800
前払費用	0	流動負債 計	23,472,005
未収金	0		
金券	50,000	【固定負債】	
売掛金		長期借入金	93,487,512
流動資産合計	46,722,062	固定負債 計	93,487,512
		負債の部合計	116,959,517
		正味財産の部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産	134,098,240
什器 備品	0	当期正味財産増加額	4,921,866
有形固定資産 計	0		
(その他の固定資産)			
長期貸付金	93,487,512		
会費積立金	8,427,213		
人件費積立金	77,687,534		
事業費積立金	29,655,302		
その他の固定資産 計	209,257,561	正味財産 計	139,020,106
固定資産合計	209,257,561	正味財産の部合計	139,020,106
資産の部合計	255,979,623	負債正味財産の部合計	255,979,623

令和2年度会計監査報告

特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき定款第48号の規定に基づき令和2年度収入・支出について、関係諸帳簿および証拠書類により監査したところ、適正に処理されていることを確認したので報告します。

令和3年5月19日

監事 草野 滋章 

監事 松本 龍哉 

令和3年度事業計画（案）

1 基本方針

- (1) 常に、法人の目的を心に留め、それぞれの立場で目的実現に向け全力で取り組む。
- (2) 高齢者・障がい者本位を全ての基本とする。
- (3) 各自研鑽を積み専門性の向上に努めるとともに、組織の内外を問わず多職種との役割分担・連携による総合力をもって業務にあたる。
- (4) 新型コロナウイルスの影響が長期に及ぶことを念頭に、対策の徹底とその習慣化を図る。また、職員の安全性に配慮しつつ、必要に応じ業務の見直しを図りながら、高齢者や障がい者等一人ひとりが自らの意思で暮らし続けることができるよう必要な支援を最大限行う。

2 地域包括支援センター運営事業

(1) 市運営方針に基づく適切な事業運営

「令和3年度いわき市地域包括支援センター運営方針」に基づき、各種業務を適切に運営する。また、高齢者をはじめとした市民の声を市に伝えるなど、ボトムアップの業務推進に取り組む。

(2) 総合相談支援業務

- ① 各種相談や関係者から寄せられた情報等にチームを中心として適切に対応する（あらゆる相談にチームで対応）。
- ② 民生児童委員や自治会長等の地域関係者と連携を密にするとともに、つどいの場創出事業等住民が集う場を有効に活用するなど地域情報の収集を図る（アンテナを高く）。
- ③ 認知症になっても本人の意思が尊重され、生活の継続が可能となるよう認知症に対する理解の促進と早期発見・早期対応に向け関係機関と連携し取り組む（認知症にもチームで対応）。
- ④ 生活課題と併せ健康課題についてもニーズの把握に努め、必要な支援に取り組む（元気で長生きをサポート）。
- ⑤ 地域が有する課題等について集約・分析し、関係者間で共有・対応する（地域単位でのニーズ把握と対応）。

(3) 権利擁護業務

- ① 高齢者本人の意思の尊重を基本として、自己決定とその実現に取り組む。
- ② 高齢者虐待に対しては市対応マニュアルに基づき適切に対応する。
- ③ 必要に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用するなど、意思の尊重や生活継続につながる支援に取り組む。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ① 地域の介護支援専門員が、地域資源を適切に活用し、高齢者が安心してその人らしい生活を継続できるよう支援することのできる環境整備と介護支援専門員へのサポートを行う。
- ② 地域において、関係職種が役割分担し、包括的・継続的支援が実践できるよう多職種間の連携を図る。
- ③ 既存サービスの活用ばかりでなく、新たに必要とされるサービスの把握・創出に努める。

(5) 介護予防ケアマネジメント

- ① 指定介護予防支援事業について、自立支援を基本に適正に実施する。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業についても、自立支援を基本に市と連携し適正に実施する。

(6) 地域ケア会議

- ① 個別ケア会議及び小地域ケア会議について、それぞれの目的に留意し適正に運営する（個別事例への対応、地域課題の集約及び中地域ケア会議への報告）。
- ② 中地域ケア会議及び地域包括ケア推進会議について、市と連携し参画する。

(7) 地域ネットワークづくり

- ① 介護支援専門員、介護事業者、医療関係機関等との連携強化に取り組む。
 - ア 関係者間の連携の必要性にかかる広報・啓発
 - イ 各地域介護支援専門員連絡会議の開催（参加）
 - ウ 医療と介護の連携にかかる会議、講座等の開催（参加）
 - エ 退院時連携システム等連携にかかるしくみづくりと適正運用 等

- ② 民生児童委員、社会福祉協議会、関係団体との連携強化に取り組む。
 - ア 民生児童委員との連携（日々の情報共有、定例会への参加等）
 - イ 社会福祉協議会との（とりわけ地域単位での）連携
 - ウ 地域見守りネットワークとの連携
 - エ 住民支えあい活動等地域関係団体、及び関係団体等との連携
- ③ 行政機関、その他関係機関・団体との連携強化に取り組む。
 - ア 地区保健福祉センターとの連携強化（情報共有、役割分担と連携、各地域ケア会議）
 - イ 権利擁護・成年後見センターとの連携
 - ウ その他、関係機関・団体との連携

（８）認知症対策の推進

- ① 相談機能及び支援体制の充実を図る。
 - ア 相談支援体制の充実
 - イ 関係者との連携による早期発見、早期支援体制の確立
 - ウ 認知症初期集中支援チームへの参画と活動
- ② 認知症地域支援推進員を中心に、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業に取り組む。
 - （例）・認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点についての情報収集（地域資源マップの作成・普及・更新）
 - ・若年性認知症の人本人の状況に応じた適切な支援の検討及び実施
 - ・在宅介護サービス従事者に対する認知症研修の実施
 - ・認知症の人を介護する家族等のネットワーク情報を目的とした交流会の開催
 - ・多職種が参加する認知症の人の支援のための研修会・事例検討会の開催 など

（９）その他

- ① 広報・啓発活動の充実
- ② 業務の標準化、専門性の向上
 - ア 業務マニュアルの策定・検証
 - イ 研修体系の確立（職種別、経験別）
- ③ 事業評価の推進としくみづくり

3 障害者相談支援等事業

(1) 目的

- ① 障がいの種別に関わらず、障がい児者の生活上の諸課題について障がい児者の立場で相談に応じ、必要な情報の提供や助言、各種サービスの利用支援、障がい児者の権利擁護など必要な支援を行う。
- ② 障害福祉サービス事業者等からの障がいに関する総合相談・専門相談及び相談支援体制強化の取り組みなど、地域における相談支援の中核的役割を担う。
- ③ 個別支援等から明らかとなった障がい児者福祉にかかる諸課題について、関係機関等と連携し解決につなげるなど、障がい児者本人が自らの意思で暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指す。

(2) 相談支援事業

④ 福祉サービスの利用援助

障がい児者が、自らの選択に基づきその人らしい自立した生活が送れるよう関係機関と連携しながら支援する。

⑤ 社会資源を活用するための支援

障がい児者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、行政や関係機関、団体など多様な社会資源と協働、連携して障がい児者自らの意思で社会資源を活用できるよう支援する。

ア 障害者相談支援センター内で、常に新たな地域情報を共有

イ 地域の事業所（新規事業所を含む）への訪問実施

ウ 高齢分野における社会資源（インフォーマル）の情報収集

エ 地域会議の開催による情報収集

③ 社会生活を高めるための支援

本人の意向を踏まえながらアセスメントし、フォーマル、インフォーマルに関わらず連携を図り、地域での生活に定着できるよう支援する。

ア 本人にフィードバックし適宜修正

イ 関係機関に支援経過を確認しながら支援

ウ 本人や家族が参加し交流や相談のできる（居場所づくりを目的とした）地域会議（おしゃべり会）の開催

④ 権利擁護・虐待防止のために必要な援助

様々な機会を捉え、権利擁護・虐待防止に関する啓発活動に努める。また、成年後見制度に関する情報提供や支援、差別解消に関する相談、虐待に関する相談、人権や財産、消費者被害に関する相談などについて

行政及び権利擁護・成年後見センターなどと連携・協働し対応する。

⑤ 専門機関の紹介

本人のニーズに応じて必要な専門機関と連携し支援する。

ア 専門機関に関する情報収集

イ 連携と役割分担

⑥ 社会資源の改善・開発に向けた調整

いわき市地域自立支援協議会（地域会議）を運営し、個別ケースや地域会議等をとおして明らかとなった地域課題について解決策の検討を行う（社会資源の改善・開発、課題解決等）。

また、必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（全体会、運営会議、専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

⑦ その他

ア 災害時に安否確認等が必要となる障がい児者の把握に努める。

イ 障がい者相談支援センターの周知を行う。

ウ 地域における障がいに対する理解の啓発に取り組む。

(3) 基幹相談支援センター事業

① 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援

障がいの種別にかかわらず、障がい児者等からの相談に対し、主訴やニーズを整理した上で必要な情報提供や支援等を行う。

② 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制強化の取組

サービス等利用計画等の適正化に関する評価、助言及び支援等を行う。
また、相談支援ネットワークの運営を支援し、研修会や事例検討会等の資質向上に向けた取り組みを行う。

③ 障害者自立支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組

地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

④ 権利擁護・虐待防止の取組

地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

また、事業者に対する助言等を行う。

⑤ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい児者等への支援の強化

いわき市地域自立支援協議会全体会の運営を補助するとともに、運営会議の運営を行う。

また、必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

⑥ その他

市と協力し、人材確保・育成に向けた取り組みを行う。

また、基幹相談支援センターの周知を行う。

4 地域生活支援コーディネーター事業

(1) 目的

緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じたときに迅速に対応できる体制の構築を図る。

(2) 業務

昨年度の実績を踏まえ、関係機関と連携しながら次の業務に取り組む。

- ① 要支援想定者の把握、精査、分析及び登録
- ② 親亡き後を見据えた働きかけ
- ③ 緊急時プラン等の作成及び作成補助
- ④ 地域生活支援体制の強化・整備に向けた調整 など

5 つどいの場創出支援事業

市及び社会福祉協議会等と連携し、事業の適切な運営支援に取り組む。

(主な業務)

- ・ 地域資源の整理
- ・ コーディネート支援
- ・ つどいの場サポーターの養成
- ・ はたらきかけ支援
- ・ 運営支援
- ・ 関係機関との情報共有
- ・ その他

6 法人独自事業

(1) 入居・入所・葬送等支援事業

- ① 高齢者や障がい者本人の意思の尊重とその実現に向け、事業に取り組む。

- ② 取り組みに際しては、市、社会福祉法人、福祉事業運営法人、不動産事業者、葬祭事業者、宗教法人等と連携し対応する。
- ③ エンディングノート作成機会を設け、一人ひとりが自らの今後を考え意思表示できる機会の確保の実現を目指す（新規事業として「エンディングノート作成支援事業」を実施。財源として、市まちづくり活動（スタートアップ）支援事業を活用）。
- ④ 入居に関し、福島県より住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定を受け、関係機関と連携し一人ひとりのニーズに応じた相談・支援を実現する。

【指定申請する理由】

- ア 令和2年度の入居に関する契約件数が110件と多く、責任ある対応が求められること
- イ 指定を受けることにより、新たな業務や役割が求められるものではないこと
- ウ 国において補助事業が創設され、居住支援法人であることが採択要件の1つであること
- エ 仮に、将来において役割を担うことが困難となった場合は、辞退（届出）が可能であること

（2）通所介護事業

- ① 一人でも多くの高齢者・障がい者の自宅等での生活継続につながるよう、自分でトイレへ行く、入浴する、掃除をする、調理をする、洗濯を干すといった日常生活における活動の維持・継続（自立支援）を主目的とした事業に引き続き取り組む。
- ② 早期に収支の均衡を図ることができるよう関係者へのPRなど利用者増に努める。

6 その他

認定NPO法人格の取得を視野に入れ各種活動を展開する。

NPO法人は本来、様々な財源を確保しながら自らが目指す社会の実現を目指して各種事業に取り組むことを本旨としている。

今後、高齢者や障がい者等が必要とする事業に取り組むためには地域における法人や活動そのものへの信頼及び必要な財源の確保が求められる。このため、認定NPO法人格の取得を視野に入れながら各種活動を行うこととしたい（具体的には、寄付について、年間3,000円以上の寄付者が100人以上を目指す）。

令和3年度収支予算書(案)

【収入】

(単位:千円)

科目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	差額	摘要
委託料	527,006	510,499	16,507	包括運営費・障がい者相談支援、地域生活支援コーディネーター、つどいの場
介護報酬	163,587	169,230	-5,643	介護予防プラン作成費
会員会費	409	414	-5	NPO会費
テイサービス	40,886	45,116	-4,230	利用料
身元保証事業	2,730		2,730	個人利用料、法人会費
雑収入(その他事業)	2,590	3,030	-440	住宅改修理由書作成費、職員派遣報酬、実習生受入費等
雑収入(寄付金)	30	2	28	
雑収入(預金利息)	476	130	346	
収入計	737,714	728,421	9,293	

【支出】

科目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	差額	摘要
給料・手当	328,718	326,333	2,385	正職員74名
共済費	84,220	80,399	3,821	正職員74名 有期契約職員34名
賃金	88,624	91,807	-3,183	有期契約職員42名
報償費	1,336	1,337	-1	職員研修講師、アドバイザー謝礼
旅費	4,258	4,978	-720	日額旅費
需用費	13,973	13,684	289	消耗品、ガソリン代、パンフレット等
役務費	7,021	6,007	1,014	切手代、システム通信費等
委託料	134,331	133,532	799	プラン作成委託料等
使用料・賃借料	43,400	42,927	473	コピー代・システム機器リース料等
負担金	1,225	1,225	0	研修負担金、会費等
公課費	12,890	8,319	4,571	法人税・消費税等
交際費	30	30	0	慶弔見舞金等
備品購入費	0	915	-915	
予備費	17,688	16,928	760	
支出計	737,714	728,421	9,293	

収支計	0	0	0	
-----	---	---	---	--

議案第3号

「入居・入所・葬送等支援事業」の定款への記載

及び居住支援法人の指定申請（案）について

1 定款への記載

定款第5条では、法人が行う事業を列記しているが、「入居・入所・葬送等支援事業」については前身の「身元引受・保証人事業」の時から試行的に実施してきたため定款に事業として位置づけず、「チ その他この法人の目的達成のために必要な事業」として実施してきた。

しかし、契約者数が増加するとともに今後も事業の利用増が見込まれることから、法人の独自事業として定款に位置付ける。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>ア 地域包括支援センターの運営に関する事業</p> <p>イ 指定介護予防支援事業</p> <p>ウ 指定介護居宅支援事業</p> <p>エ 指定居宅サービス事業</p> <p>オ 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>カ 基幹相談支援センターの運営に関する事業</p> <p>キ 障害者相談支援事業</p> <p>ク 特定相談支援事業</p> <p>ケ 一般相談支援事業</p> <p>コ 障害福祉サービス事業</p> <p>サ 地域生活支援事業</p> <p>シ 障害児相談支援事業</p> <p>ス 障害児通所支援事業</p>	<p>同左</p>

セ 保健、医療、福祉業務従事者に対する技術力向上のための研修事業 ソ 高齢者や障がい者及びその家族等への各種催物の開催、支援事業 タ 指定市町村事務受託法人に関する事業 チ その他この法人の目的達成のために必要な事業	セ 入居・入所・葬送等支援事業 ソ 保健、医療、福祉業務従事者に対する技術力向上のための研修事業 タ 高齢者や障がい者及びその家族等への各種催物の開催、支援事業 チ 指定市町村事務受託法人に関する事業 ツ その他この法人の目的達成のために必要な事業
---	--

2 居住支援法人の指定申請

居住支援法人とは、自力でアパートを探せない人や、アパート入居等に際し保証人を確保できないなどの理由で入居できない人等が、アパート等に入居し安心して暮らすことのできるよう支援をする法人のことで都道府県が指定する（住宅セーフティーネット法）。

入居・入所・葬送等支援事業のうち入居部門の業務は、居住支援法人が行うとされている業務にあたることから、福島県に居住支援法人の指定申請を行う。

【指定申請する理由】

- ① 入居に関する相談、契約件数ともに増加しており、責任ある対応が求められること
- ② 指定を受けることにより、新たな業務や役割が求められるものではないこと
- ③ 国において補助事業が創設され、居住支援法人であることが採択要件の1つであること
- ④ 仮に、将来において役割を担うことが困難となった場合は、辞退（届出）が可能であること

【参考】

1 居住支援法人の行う業務

- (1) 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- (2) 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- (3) 見守りなど要配慮者への生活支援
- (4) (1)～(3)に附帯する業務

※ 必ずしも(1)～(4)のすべての業務を行わなければならないものではない。

2 居住支援法人への支援措置

居住支援法人が行う業務に対し支援（国補助。補助限度額1,000万円等）

議案第4号

役員を選任（案）

役員名簿

地域福祉ネットワークいわき

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	鎌田 真理子		無
理事	川隅 廣一		無
理事	安藤 民子		無
理事	丹野 政一		無
理事	矢本 聡		無
理事	吉田 和樹		無
監事	草野 滋章		無
監事	松本 龍哉		無

任期： 令和3年6月1日から令和5年5月31日

【 資 料 】

1 定 款 P 1

特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわきという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県いわき市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障がい者をはじめとする地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な事業を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、地域住民が住み慣れた環境の下で、自らの意思により、その人らしい生活を継続して営むことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ア 介護保険法に基づく地域包括支援センターの運営に関する事業
 - イ 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業
 - ウ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業

- エ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
- オ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基幹相談支援センターの運営に関する事業
- キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者相談支援事業
- ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- コ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- サ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- シ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ス 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- セ 保健、医療、福祉業務従事者に対する技術力向上のための研修事業
- ソ 高齢者や障がい者及びその家族等への各種催物の開催、支援事業
- タ 指定市町村事務受託法人に関する事業
- チ その他この法人の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

- ア 物品販売事業
- イ 物品貸付事業
- ウ 請負事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、協力又は援助する個人及び団体
- (3) 協力会員 この法人の目的に賛同し、各種活動に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びのその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急性を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合には、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急性を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合には、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、いわき市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鎌田真理子
副理事長	大井川泰子
副理事長	矢野明宏
理事	安藤民子
理事	山田嘉子
監事	猪狩哲也
監事	伊藤保次

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
- (2) 正会員年会費 (個人) 3,000円 (1口以上)
- (3) 正会員年会費 (団体) 30,000円 (1口以上)
- (4) 賛助会員入会金 0円
- (5) 賛助会員年会費 (個人) 2,000円 (1口以上)
- (6) 賛助会員年会費 (団体) 20,000円 (1口以上)
- (7) 協力会員入会金 0円
- (8) 協力会員年会費 0円

- 7 この定款は平成29年5月18日から施行する。
この定款は平成30年3月26日から施行する。